

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	被災者台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平生町は、被災者台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山口県平生町長

公表日

令和8年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳に関する事務
②事務の概要	・災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、災害発生時に住民の安否確認や被災状況の確認を行い、被災者台帳を作成する。 ・情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	被災者台帳(エクセルファイル)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表55の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表【情報提供】なし 【情報照会】80の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民福祉課
②所属長の役職名	町民福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民福祉課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7113
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する全職員に対し研修を実施し、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。 また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は複数人での確認を行い人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> <div style="text-align: center;"> [十分に行っている] </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;"> [6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] </div> <div style="text-align: left;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> <div style="text-align: center;"> [十分である] </div>
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス制限を職員毎に設定しているため、権限のない者により特定個人情報を不正に入手されるリスクへの対策は十分である。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	健康保険課	事後	部署名の変更に伴う修正
平成30年12月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉課長 田代 信忠	健康保険課長	事後	様式変更に伴う修正
平成30年12月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7115	健康保険課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7115	事後	部署名の変更に伴う修正
平成30年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	しきい値の確認に伴う修正
平成30年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	しきい値の確認に伴う修正
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康保険課	町民福祉課	事後	部署名の変更に伴う修正
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康保険課長	町民福祉課長	事後	部署名の変更に伴う修正
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康保険課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7115	町民福祉課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7113	事後	部署名の変更に伴う修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	評価書のとおり	事後	様式変更に伴う追加
令和8年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を行う。	・情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	法令改正に伴う修正
令和8年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の36の2の項	番号法第9条第1項 別表55の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第28条	事後	法令改正に伴う修正
令和8年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】なし【情報照会】56の2の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表【情報提供】なし【情報照会】80の項	事後	法令改正に伴う修正
令和8年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	様式変更に伴う修正
令和8年2月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	様式変更に伴う修正
令和8年2月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	評価書のとおり	事後	様式変更に伴う修正
令和8年2月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	評価書のとおり	事後	様式変更に伴う修正